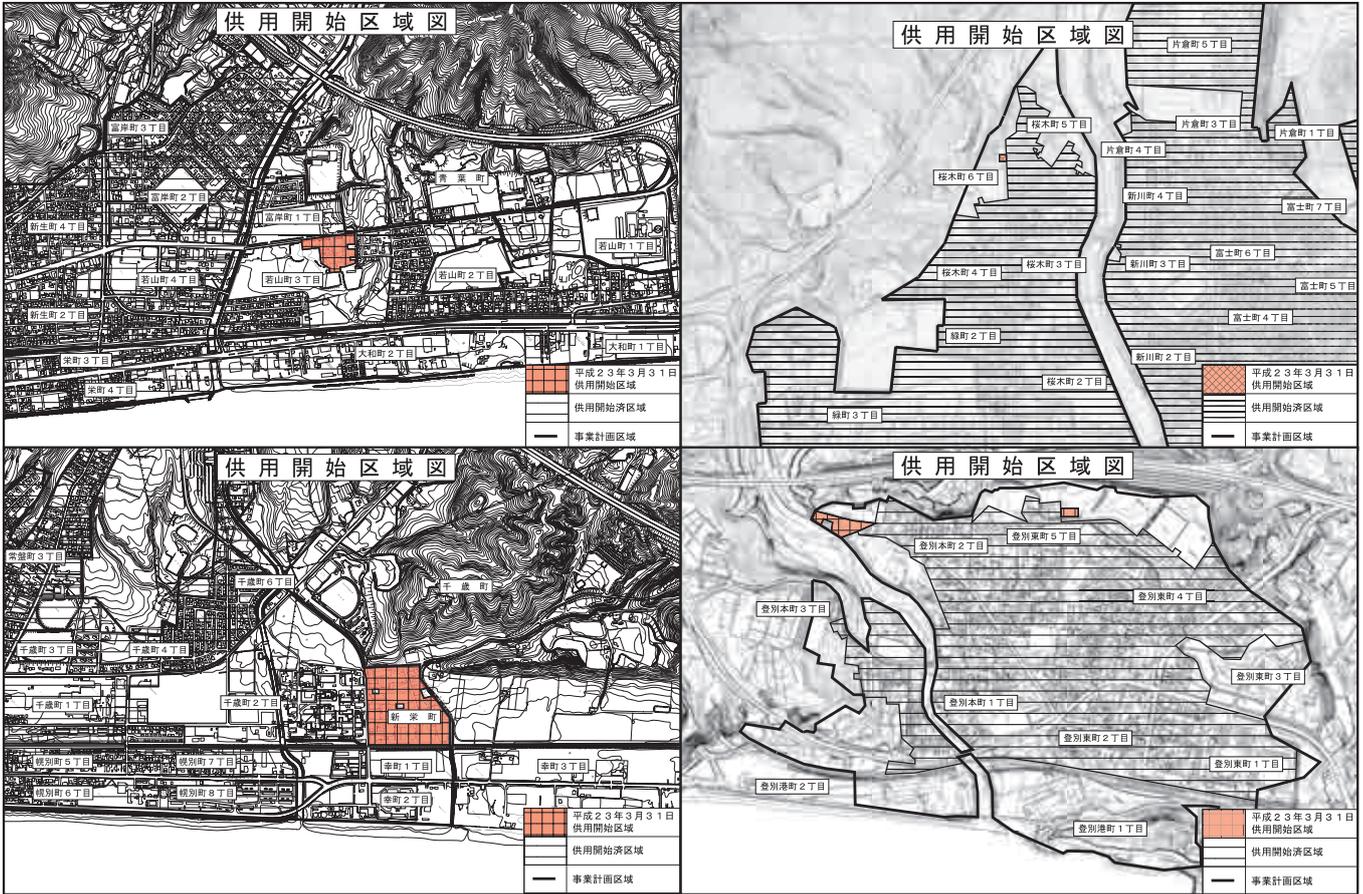


公共下水道を利用できる 区域が広がりました

問い合わせ
下水道グループ
☎ 85 9052



受益者負担金制度

下水道が整備されると、快適な生活を営める環境になりますので、土地所有者に建設費の一部として、土地の面積に応じ一度だけ負担していただきます。

受益者負担金の額は、所有する土地の面積に単価（1平方メートル当たり525円）を乗じて算出します。支払いは、負担金総額を5年間に分割し、年4期（合計20回）に分けて納めていただきます。

水洗化などの工事をする方は 補助制度や融資あっせん制度をご利用できます

補助金制度



- | | |
|------------|---------|
| ①水洗トイレ改造工事 | 23,000円 |
| ②排水設備工事 | 10,000円 |
| ①+②の工事 | 33,000円 |

※平成24年3月30日までに、自己資金で水洗化などの工事を完了する場合に、利用できます。



融資あっせん制度

平成26年3月30日までに、水洗化などの工事を完了する場合、無利子で融資を利用できます。



【融資限度額】

- | | |
|-------------|----------|
| ①水洗トイレの改造工事 | 380,000円 |
| ※1基につき | |
| ②排水設備工事 | 210,000円 |
| ①+②の工事 | 590,000円 |

※制度の利用は、個人住宅（新築を除く）に限ります。詳しくはお問い合わせください。

公共下水道を利用できる
区域が広がりました